

## 母子父子寡婦福祉資金貸付限度額表

〈貸付けを受けられる方〉

### 1 母子福祉資金

- ① 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子（母子家庭の母）
- ② ①が扶養している20歳未満の児童及び20歳以上の子等
- ③ 20歳未満の父母のいない児童

### 2 父子福祉資金

- ① 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない男子（父子家庭の父）
- ② ①が扶養している20歳未満の児童及び20歳以上の子等

### 3 寡婦福祉資金

- ① かつて配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある配偶者のない女子（寡婦）
- ② ①が扶養している20歳以上の子等
- ③ 40歳以上の配偶者のない女子で、母子家庭の母及び寡婦以外のもの

（貸付金の種類）

（令和8年4月1日現在）

資金の種類	貸付対象			資金の内容	貸付限度額 (円)	据置期間	償還期間 (以内)	利息
	母子	父子	寡婦					
事業開始資金	母	父	本人	事業を開始するのに必要な設備、材料、商品等の購入資金	3,720,000 （複数の母子家庭の母等が 共同し起業する場合 5,580,000）	1年	7年	保証人 無 年1.0%
事業継続資金	母	父	本人	現在営んでいる事業を継続するための運転資金又は拡張資金	1,860,000	6か月	7年	保証人 有 無 利子
技能習得資金	母	父	本人	事業開始、就職のために必要な知識、技能を習得するために必要な授業料、材料費、交通費等の資金、又は高等学校に修学する場合に必要な資金（5年以内）	特別 { （月額）68,000 一括 816,000 運転免許 460,000	1年	20年	保証人 有 無 利子
就職支度資金	母又は 児童等	父又は 児童等	本人	就職するために必要な被服、身の回り品等の購入資金	110,000 (特別 340,000)	1年	6年	無利子 (原則保 証人有)
住宅資金	母	父	本人	現在住んでいる住宅を増、改築及び補修するために必要な資金、又は自ら居住する住宅の建設・購入するために必要な資金	1,500,000 (特別 2,000,000)	6か月	6年 (特別7年)	保証人 無 年1.0%  保証人 有 無 利子
転宅資金	母	父	本人	住居の移転に伴う敷金、権利金等の一時金にあてるための資金	260,000	6か月	3年	
医療介護資金	母又は 児童等	父又は 児童等	本人	医療及び介護を受けるのに必要な資金の自己負担分等にあてるための資金(介護分については、償還払いの際の一時立て替え経費を含む)	医療 340,000 (特別 510,000) 介護 500,000	6か月	5年	
生活資金	母	父	本人	技能習得期間中、医療若しくは介護を受けている期間中、母子家庭若しくは父子家庭になって7年未満の生活安定期間中又は失業している期間中（1年以内）の生活資金	一般(月額) 118,000 (特別(一括)354,000)  技能(月額) 141,000 (特別(一括)423,000) 生計中心者でない場合 (月額)79,000	6か月	技能20年 医介5年 生活安定8 年 失業5年	
	母	父		家計急変者が児童扶養手当を支給されるまでの生活資金	児童扶養手当に 準拠した額		10年	
結婚資金	児童等	児童等	子等	児童又は子が婚姻するのに必要な資金	340,000	6か月	5年	無利子 (原則保 証人有)
修学資金	児童等	児童等	子等	高等学校、大学、大学院、専修学校就学中の学資等に必要な資金	(別表参照)	6か月	20年 専修一般5 年	
就学支度資金	児童等	児童等	子等	小学校、中学校、高等学校、大学、大学院、専修学校、修業施設へ入学及び入所する際の入学資金	(別表参照)	6か月	(就学)20年 (修業)5年	
修業資金	児童等	児童等	子等	事業開始、就職のために必要な知識、技能を習得するのに必要な授業料、材料費、交通費等の資金(修業施設在学)	(月額) 68,000 (特別 460,000)	1年	20年	

注1 特別貸付の適用基準

- (1)住宅資金：災害時により特に必要と認められる場合及び老朽等により増改築を行う場合
- (2)医療介護資金：所得税非課税世帯
- (3)技能習得資金：年度初め等に必要額が貸付限度額の月額を超える場合又は自動車運転免許取得の場合
- (4)修業資金：高校3年在学時に就職を希望する児童で、就職に際し自動車運転免許の取得が必要な場合
- (5)就職支度資金：通勤のために自動車が必要である認められる場合

注2 加算

修学資金・修業資金：高等学校等に就学中の児童が、18歳に達する日以後の最初の3月31日に達したことにより、児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合は、児童扶養手当相当額

別表(就学支度資金限度額表)

(単位：円)

就学支度資金	(7) 小学校	91,600		
	(イ) 中学校	101,000		
	(ウ) 高等学校 専修学校(高等課程)		国公立	私 立
		自 宅	150,000	410,000
		自 宅外	160,000	420,000
	(エ) 大学、短期大学、大学院、高等 専門学校、専修学校(専門課程又は専攻科)	自 宅	420,000	580,000
		自 宅外	430,000	590,000
	(オ) 専修学校(一般課程)	自 宅	150,000	
		自 宅外	160,000	
	修業施設に入所する場合	中学卒業生：上記(ウ)の国公立又は(オ)に準ずる		
高等学校卒業生：自 宅 272,000 自 宅外 282,000				

※大学等修学支援法第4条第1項の規定による入学金の減免を受けられる場合の限度額は、所定の額から当該免除の額に相当する額を控除した額とする。

別表(修学資金限度額表 年収900万円以下)

(単位：円)

				1年	2年	3年	4年	5年
修学資金	高等学校 専修学校(高等課程)	国公立	自宅	27,000	27,000	27,000		
			自宅外	34,500	34,500	34,500		
		私立	自宅	45,000	45,000	45,000		
			自宅外	52,500	52,500	52,500		
	高等専門学校	国公立	自宅	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
			自宅外	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
		私立	自宅	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500
			自宅外	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000
	短期大学	国公立	自宅	67,500	67,500			
			自宅外	96,500	96,500			
		私立	自宅	93,500	93,500			
			自宅外	131,000	131,000			
	専修学校(専門課程又は専攻科)	国公立	自宅	67,500	67,500	67,500	67,500	
			自宅外	78,000	78,000	78,000	78,000	
		私立	自宅	89,000	89,000	89,000	89,000	
			自宅外	126,500	126,500	126,500	126,500	
大学	国公立	自宅	71,000	71,000	71,000	71,000		
		自宅外	108,500	108,500	108,500	108,500		
	私立	自宅	108,500	108,500	108,500	108,500		
		自宅外	146,000	146,000	146,000	146,000		
大学院	修士課程(博士前期課程)	—	132,000	132,000				
	博士課程	—	183,000	183,000	183,000			
専修学校(一般課程)	—	—	55,500	55,500				

※日本学生支援機構法第17条の2第1項に規定する学資支給金の支給又は大学等修学支援法第4条第1項の規定による授業料の減免を受けることができる場合の限度額については、所定の額から当該支援の額に相当する額を控除した額とする。

別表(修学資金限度額表 年収900万円超)

(単位：円)

			1年	2年	3年	4年	5年	
修学資金	高等学校 専修学校 (高等課程)	国公立	自 宅	27,000	27,000	27,000		
			自 宅 外	34,500	34,500	34,500		
		私立	自 宅	45,000	45,000	45,000		
			自 宅 外	52,500	52,500	52,500		
	高等専門学 校	国公立	自 宅	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
			自 宅 外	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
		私立	自 宅	48,000	48,000	48,000	89,000	89,000
			自 宅 外	52,500	52,500	52,500	102,500	102,500
	短期大学	国公立	自 宅	67,500	67,500			
			自 宅 外	86,500	86,500			
		私立	自 宅	86,500	86,500			
			自 宅 外	110,500	110,500			
	専修学校 (専門課程 又は専攻 科)	国公立	自 宅	67,500	67,500	67,500	67,500	
			自 宅 外	77,500	77,500	77,500	77,500	
		私立	自 宅	84,500	84,500	84,500	84,500	
			自 宅 外	108,500	108,500	108,500	108,500	
大 学	国公立	自 宅	69,500	69,500	69,500	69,500		
		自 宅 外	92,500	92,500	92,500	92,500		
	私立	自 宅	95,000	95,000	95,000	95,000		
		自 宅 外	121,000	121,000	121,000	121,000		
大 学 院	修士課程 (博士前 期課程)	—	132,000	132,000				
	博士課程	—	183,000	183,000	183,000			
専修学校 (一般課程)	—	—	55,500	55,500				

※日本学生支援機構法第17条の2第1項に規定する学資支給金の支給又は大学等修学支援法第4条第1項の規定による授業料の減免を受けることができる場合の限度額については、所定の額から当該支援の額に相当する額を控除した額とする。